

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月及び同年3月
② 平成3年7月から6年3月まで

申立期間①について、20歳になったときに母親が国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料は、家族の分と一緒に納付してくれていたはずである。

また、申立期間②について、平成3年6月に当時勤めていた職場を退職し、間もなく国民年金の加入手続きを行ったはずだが、当該期間のうち平成5年6月までは未加入、以後は未納となっている。退職して2年も経過してから切替手続きを行ったとは考えられないし、保険料は、地域の人が集金に来てくれて納付したはずであり、納付できないときは必ず免除手続きをしていた。

申立期間①及び②の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になったときに、母親が国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれたとしており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に払い出されていることが確認できる。

また、申立人の母親は、国民年金保険料を完納しているとともに、申立期間①当時同居していたとする申立人の兄夫婦も、当該期間の保険料は納付済みであることから、納付意識の高い家庭であったことがうかがえ、その母親が、申立人に係る国民年金加入手続きを行ったにもかかわらず、その直後であり、かつ2か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は職場を退職した直後の平成3年7月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人から聴取しても、加入手続及び納付に関する記憶は不明瞭^{りょう}である。

また、オンライン記録によると、申立人が平成5年7月1日から国民年金に再加入するとともに、その妻は国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に切り替わっている上、A市の電算記録でも、申立人が同年7月1日付けで「社保離脱」により国民健康保険に加入したことが確認できることから、申立期間②に係る国民年金再加入手続が行われたのは同年7月であったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付ができない時は必ず免除の手続をしていたとしているが、申立期間②のうち平成5年7月から6年3月までは、当時の妻も未納となっている。

なお、申立人は、当時、子どもが4歳ぐらいだったので、2年間も健康保険証が無いままだったとは考えられないとしているが、申立人が平成3年6月まで勤務していた事業所から聴取したところ、「当時から、退職者には健康保険の任意継続制度について説明していた。」との証言が得られた上、任意継続は2年まで可能であることなどから、申立人は、3年7月から健康保険を任意継続し、当該期間の終了に伴い国民健康保険に加入した可能性も考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで
20 歳の時に母が国民年金の加入手続をし、大学院を卒業するまで、毎年保険料の免除申請の手続もしてくれていたため、申立期間の保険料が免除承認期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、毎年、保険料の免除申請の手続を行っていたとしており、事実、オンライン記録によると、平成 7 年度については加入当初の 8 月に、また、8 年度から 10 年度については各年度の 5 月に保険料の免除申請が行われ、いずれも免除の承認を受けていることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入及び保険料の免除申請の手続を行ったとするその母親は、「子供が 3 人いて全員大学へ通わせ、国民年金保険料を納めるのは大変だったため、子供全員の免除申請をしていた。」と証言しているとおろ、申立人の兄及び妹は 20 歳到達以降の学生期間においても免除申請を行っていたことがオンライン記録から確認できるなど、国民年金保険料の申請免除制度について十分な知識を有していたと考えられる。

さらに、申立人の父親は、平成 10 年 7 月ごろに退職したとしていることから、世帯の収入が減少したと考えられるところ、申立期間の免除申請を行わなかったとは考え難い上、申立期間以前から学生である申立人の生活状況に大きな変化は無かったと考えられることなどから、免除が承認される水準にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和30年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和6年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和24年4月から30年ごろまで
② 昭和30年ごろから36年9月1日まで
③ 昭和36年9月1日から43年11月1日まで
④ 昭和44年4月10日から45年2月27日まで

申立期間①についてはA社、また、申立期間②についてはB社にそれぞれ勤務していたが、いずれについても厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③及び④について、脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を請求したのは、その後勤務したC社の部分だけであり、当該期間も支給済みとされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した当時の写真及び事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年8月1日から同年12月1日までの期間について、申立人の氏名（「D」）の漢字が一文字異なるものの（「E」）、生年月日が同一である者の被保険者記録が確認できる。

また、オンライン記録においても、「F」の被保険者名で未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、当該事業所が保管する被保険者名簿においても、申立人の氏名の漢字が一文字異なり、生年月日が同一で被保険者期間が昭和30年8月1日から同年12月1日までの期間である記載が確認でき、当該記載は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると確認でき、事業主は、申立人が昭和30年8月1日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和24年4月から30年8月1日までの期間について、オンライン記録によれば、A社は昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当該事業所が保管する被保険者名簿でも、申立人の資格取得日は昭和30年8月1日であることが確認できる上、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和24年4月から30年8月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人が提出した当時の写真から、勤務期間を特定することはできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業を継承しているG事業所では、「人事記録については継承されていないため不明。」と回答しており、当該期間にB社において被保険者記録を有する複数の元同僚から聴取しても、申立人を記憶している者はいない。

また、当該事業所に勤務していた期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無く、当該事業所の被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③及び④について、申立人は「脱退手当金を請求したのは、C社に勤めていた期間だけである。」と主張しているが、脱退手当金を支給する場合、

過去のすべての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人の請求に対し、平成7年11月30日に支給決定された脱退手当金の一連の事務処理についても、申立期間③及び④を含むものとなっており、不自然な点を確認できない。

また、申立人から聴取しても、申立期間③及び④を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から15年6月16日まで
年金事務所から、「標準報酬月額の確認について」との文書が送付されてきたので確認したところ、A社における平成13年4月から15年6月までの標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。勤務している間、給与が下がったことは無かったので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、平成15年2月4日付けで、13年4月から14年3月までは26万円、同年4月から15年5月までは18万円にさかのぼって減額訂正されており、当該事業所の申立人のほか役員を含む5人についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本により、申立人が申立期間当時、当該事業所の役員でなかったことが確認できる上、元同僚から、「申立人は、Bの業務を担当しており、厚生年金保険関係の業務には携わっていなかった。」との証言が得られていることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、滞納処分票により、当該事業主が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、社会保険事務所（当時）との対応はすべて事業主が行っていることから、当該事業主に照会したが、回答を得ることはできなかつた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成9年3月から10年9月までは36万円、同年10月から11年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から11年3月31日まで

ねんきん定期便を見ると、申立期間について厚生年金保険料の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、実際は36万円または38万円の標準報酬月額に基づいて給与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成9年3月から10年9月までは36万円、同年10月から11年2月までは38万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日以降の同年4月6日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほか8人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間当時の商業登記簿謄本から、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、同僚は「申立人は、当時、Bの現場での業務を中心に行っていて、社会保険に係る業務には無関係であった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年3月から10年9月までは36万円、同年10月から11年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

昭和35年1月1日から62年3月31日までA事業所で勤務した。厚生年金保険の資格喪失日は、同年3月31日となっているが、事業所が届出を誤ったのであり、給与からも同年3月分の保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する給与明細書、事業主及び元同僚の証言から、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和62年3月分給与明細書の報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和62年3月31日と誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成17年5月1日から18年9月1日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

また、平成18年9月1日から20年3月1日までの標準報酬月額は、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、18年9月から同年12月までは34万円、19年1月から20年2月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から63年4月1日まで
② 平成17年5月1日から20年4月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間①について、標準報酬月額の記録が当時の給与額と相違しており、申立期間②については、標準報酬月額の記録が給与支給明細書の保険料控除額と相違しているので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち平成17年5月1日から18年9月1日までについては、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、17年5月から18年8月までは36万円と記録されていたところ、同年2月7日付けでさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認でき、申立人のほか3人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該期間について当該事業所の役員でなかったことが商業登記簿から確認できる上、雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、滞納処分票の記載から、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、当時の顧問社会保険労務士は、当該事業所は現在事業実態が無く事業主は所在不明となっており、申立期間②当時から社会保険料の滞納が継続していると証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②のうち、平成17年5月から18年8月までの標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成18年9月1日)において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、当該期間の標準報酬月額を、平成18年9月から同年12月までは34万円、19年1月から20年2月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成18年9月から20年3月までの期間について長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年3月については、申立人が、「給料をもらえないまま、事業主と連絡がとれない状況となっている。」としており、給与支払報告書においても当該月の厚生年金保険料の控除額が確認できない

ことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①については、元同僚の妻が、「夫が傷病手当金を受給した時に、かなり受給額が低かった記憶がある。そのころの給料は、手取りで 25、6 万円もらっていたのでおかしいと思った。」と証言しており、申立人においても、「当時、30 万円ぐらいもらっていた、保険料も相応の額が控除されていたと思う。」として申立期間当時の家計簿を所持しているが、給与の手取り額が 27 万円であったことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除額までは確認することができず、そのほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、事業主は、「10 年前から休業しており、確認できる資料は保存していないが、社会保険事務所の記録どおりの届出をしている。」と証言している。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月1日から20年4月13日まで
ねんきん定期便が届き、A社に勤務していた期間について給与支給明細書の厚生年金保険料と突き合わせをしたところ、申立期間について、給与支給明細書の厚生年金保険料の方が定期便の保険料納付額より高い金額となっているので、調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書、及び事業所が保管している申立人の給与支給明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 744 (事案 629 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 50 年 3 月まで

20 歳になった時に、母が国民年金の加入手続を行い、父の農協の口座から口座振替で保険料を納付していた。また、昭和 46 年ごろには市職員が集金に来て、自分で払った記憶もある。申立期間が未納とされており、第三者委員会に申し立てたが、納付期間と認められなかった。このような結果には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 1 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、さらに、46 年ごろに自宅に集金に来た市職員に納付したとの主張についても、当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、i)昭和 46 年ごろに自宅に国民年金保険料を集金に来たとする者が、当時、市の職員であったことを証明する書類、ii)年金手帳の写し、iii)52 年に市が発出した文書(国民年金手帳の返還について)、iv)平成 10 年度 4 月分国民年金保険料口座振替納付書、v)21 年 9 月 28 日付け新聞記事を提出している。

これら資料のうち i)について、市から聴取した結果、申立人が、昭和 46 年ごろに自宅に来て国民年金保険料を納付したと主張する者が、当時、市の

職員であったことが確認できたことから、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を再調査したが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できず、申立人から再聴取しても、当初申立て時の聴取結果以外の内容を聴取することはできなかった。

また、ii)及びiii)については、申立人が申立期間において国民年金被保険者であったことをうかがわせる資料とは言えず、iv)及びv)については、申立期間における保険料納付との直接の関連性が認められない。

さらに、申立人は、父親の口座から口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の大部分は印紙検認方式により保険料を納付していた期間であり、口座振替による納付が可能となったのは、納付書方式に移行した昭和46年9月以降であった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から5年3月まで
20歳になったころは学生だったこともあり、国民年金には加入していなかったが、その後、同様に学生時代だったが、市役所から加入を促す連絡があったため、母が市役所で加入手続を行い、それまでの保険料をまとめて納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「市の職員から、『国民年金に加入しておかないと、息子さんが事故に遭った時に障害年金がもらえないから加入した方がよい。』と言われ、不安になって加入手続を行った記憶がある。」としているが、その記憶が申立人に係るものであったか、その弟に係るものであったかは分からないとしている。

また、まとめて納付した国民年金保険料額は20万円か30万円であったとしているところ、オンライン記録によると、申立人の弟について、平成6年9月に約26万円の国民年金保険料がさかのぼって納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録のいずれによっても、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらず、市役所に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者記録は存在しないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 49 年 12 月まで

昭和 47 年 12 月に友人の紹介でA地区に移り、B市かC町にあったDさんが経営するE事業所に雇われたが、実際の勤務はA地区内のF事業所でG業務を担当していた。辞めたときにオレンジ色の手帳を貰ったので、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、昭和 49 年 4 月 1 日から同年 11 月 18 日まで、事業所名は不明ではあるがA地区内の事業所において被保険者記録を有していたことが確認できる。

しかし、申立てに係る事業所の事業主は既に他界しており、当時の事情について聴取することができない上、事業を継承したH事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は平成 5 年 4 月 9 日であり、申立期間当時は適用事業所としての記録が確認できない。

また、現事業主の妻は、「C町に父が経営するE事業所があったが、個人事業であり、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているほか、申立人についても「記憶に無い。」としている。

加えて、申立人の同僚に関する記憶も曖昧^{あいまい}で特定することができず、当時の事情について聴取することができない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 42 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当時は、A市に住む実兄の紹介で同市B区にあったC事業所またはD事業所に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に所在するC事業所またはD事業所に勤務していたとしているが、事業所名についての記憶が曖昧であり、就職先を紹介してもらったとする実兄は既に他界していることから、申立人が勤務した事業所名を確認することができない。

また、申立人が記憶している事業所の事業主名は姓のみであり、所在地等を詳細には記憶していない上、同僚の氏名も不明であることから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

さらに、オンライン記録を調査しても、A市B区において申立人が主張するC事業所またはD事業所のいずれについても、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することはできなかった。

加えて、申立人が勤務したとする事業所の業務内容と同様である事業所が属すると考えられる団体等から聴取したところ、申立人が記憶する事業所の所在地付近の状況及び事業主名から、「E事業所」の存在が確認できたが、オンライン記録を調査しても、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主は、「申立期間当時は、個人経営であり、他界した父親が経営全般を行っていたため、年金については全く分からない。C事業所やD事業所についても分からない。」と証言しており、また、申立人も当該事業所名について心当たりが無いとしている等、申立人が勤務していた事業所として特定する

ことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 4 月 29 日まで
昭和 52 年 4 月は二つの事業所から重複して厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金被保険者期間としては 1 事業所の分のみで、他方の事業所分については被保険者期間となっておらず、その事業所から控除された保険料も返金されていない。この期間については、標準報酬月額を合算し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人はA社において、昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 29 日に資格喪失し、B社において同年 4 月 17 日に資格取得し、同年 12 月 21 日に資格喪失しており、同年 4 月については、2 事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 19 条第 2 項によると、「被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りではない。」と規定されており、同月中に複数回、厚生年金保険被保険者資格を取得したときは、最後に被保険者資格を取得した事業所における被保険者期間を一箇月として計算し、その他の事業所における被保険者期間については一箇月として計算されず、当該事業所の事業主は、保険料を納付する必要が無いこととなっている。

また、2 以上の適用事業所に同時に勤務し、それぞれの事業所において社会保険加入の要件を満たす場合は、厚生年金保険法施行規則第 2 条の規定に基づき、事業主は、年金事務所に対して「2 以上事業所勤務届」の提出が必要である。当該届出により、保険料の徴収は複数事業所から按分して徴収され、これ

により同一月の重複に係る厚生年金保険の被保険者期間は1か月として計算されることとなっており、制度上、同一月の重複に係る被保険者期間を合算することはできない。

なお、申立人に係る「2以上事業所勤務届」が提出されていることを証明する資料は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 9 月 27 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給料と比べて低い金額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、給与の総支給額は5万7,000円程度あったと主張しているところ、申立人の申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できるとともに、当該標準報酬月額の記録は、遡及^{そきゅう}して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

また、当該事業所は、昭和59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、関係資料は残存しておらず、当該事業所に関することについては不明と回答しており、元同僚に照会しても回答が得られず、申立期間の状況について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 58 年 6 月まで

申立期間①についてはA事業所で、申立期間②についてはB事業所で、いずれもC業務担当として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間の一部についての雇用保険の加入記録及び元事業主の証言等から、申立人がD社の経営していたA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当該事業所の顧問社会保険労務士は、「D社は、昭和 53 年 4 月 5 日に設立され、同年 4 月 12 日に雇用保険の適用事業所となったが、社会保険には加入しなかった。したがって申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と証言している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていないとしている。

加えて、申立人の同僚に関する記憶も曖昧で特定することができず、証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、当該期間の一部の雇用保険の加入記録及び元事業主の証言等から、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用

事業所としての記録が確認できない。

また、当該事業所の元事業主は、「当時の資料は何も残っていない。B事業所は個人経営で雇用保険には加入していたが、社会保険には加入していなかった。したがって申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていないとしている。

加えて、申立人の同僚に関する記憶も曖昧^{あいまい}で特定することができず、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで
A社に勤務しているが、申立期間の標準報酬月額が給与支給額と大きく違っている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、被保険者資格取得時の平成 18 年 3 月 1 日においては 15 万円、同年 9 月の定時決定においては 11 万円、19 年 9 月の定時決定においては 15 万円とされている。

当該事業所が保管している申立人に係る給与明細書により、申立人の主張するとおり、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い給与支給額であったことが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書では、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人に係る標準報酬月額の記録は、遡^{そきゅう}及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。